

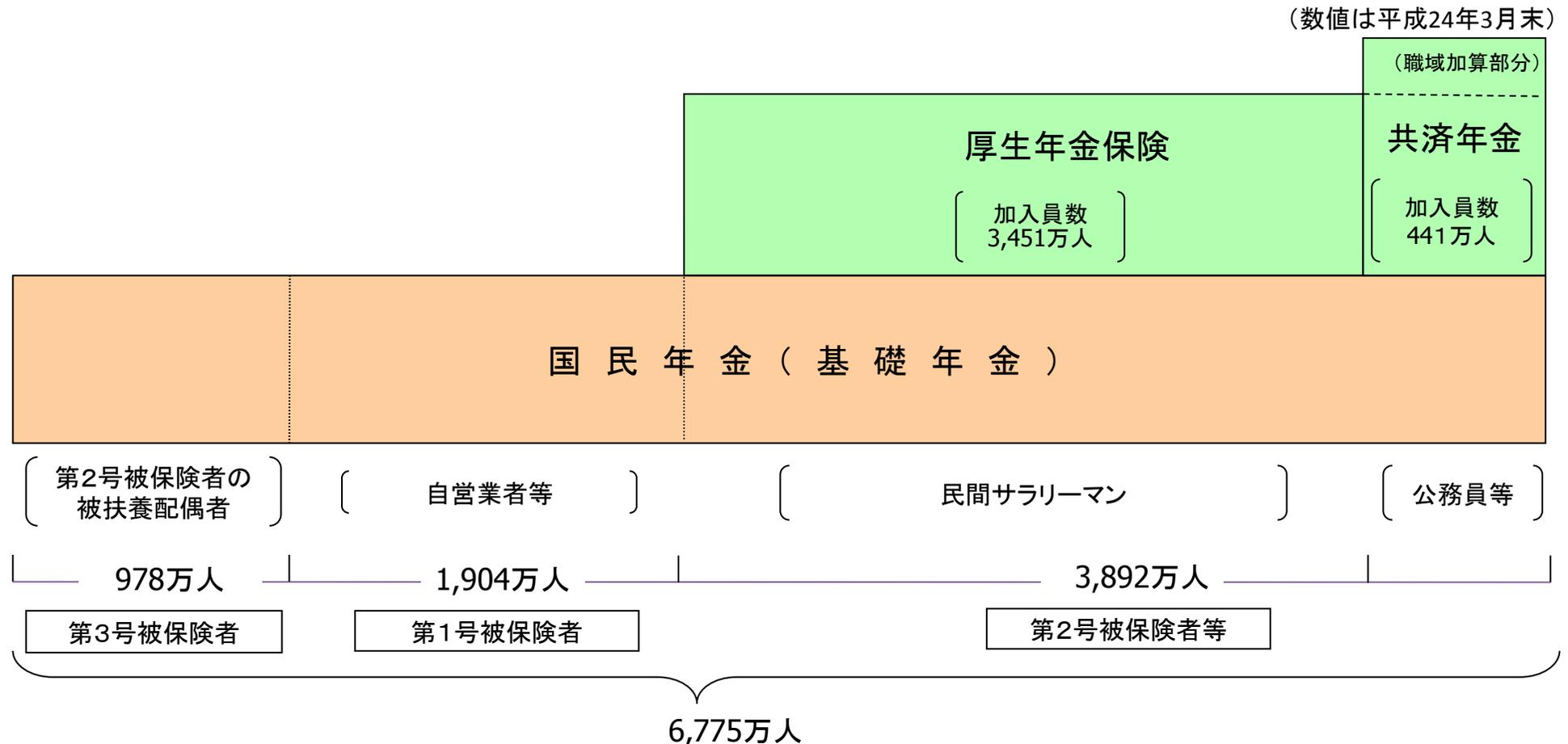
参考資料集

厚生労働省年金局
平成25年10月7日

1. 公的年金制度の仕組み

公的年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金(制度)に加入し、保険料の納付又は免除・猶予を行う義務(国民皆年金)。
- 基礎年金(給付)は全国民を対象。(1階部分。一定期間以上国民年金に加入することが条件)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

公的年金の規模と役割

国民

○公的年金加入者数(23年度末) 6,775万人

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



1,904万人



3,892万人



978万人

○受給権者数(23年度末) 3,867万人

・老齢基礎年金 (23年度)

平均額:月5.5万円



・老齢厚生年金

1人あたり平均額:月16.1万円

(基礎年金を含む)

保険料

33.7兆円 (平成25年度予算ベース)

国民年金保険料 : 15,040円(H25.4~)

厚生年金保険料率: 17.120%(H25.9~)(労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、29,104円
(=34万円×17.120%×1/2)を、本人が月々負担。

年金給付

51.9兆円 (平成25年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出
54.0兆円(平成25年度当初予算)

年金制度

国民年金

厚生年金

共済年金

年金積立金資産額
(国民年金、厚生年金)
(平成23年度末)
148.8兆円(時価ベース)

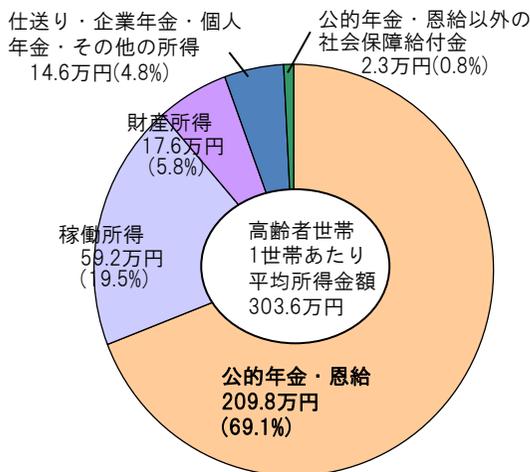
国等

年金への
国庫負担

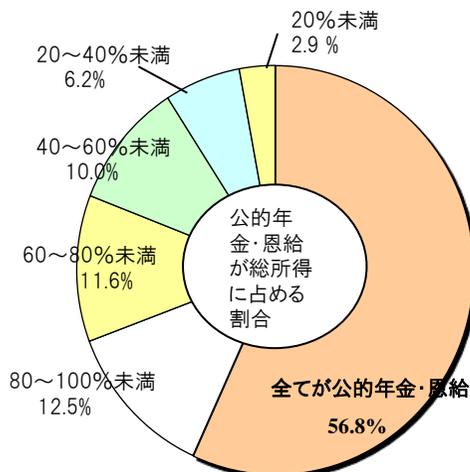
11.5兆円
〔平成25年度〕

年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の7割



6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



地域経済を支える役割 (家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
高知県 (29.0%)	18.2%	21.2%
島根県 (29.1%)	18.1%	24.9%
鳥取県 (26.4%)	17.0%	20.6%
山口県 (28.2%)	16.4%	24.0%
富山県 (26.4%)	16.3%	22.3%
愛媛県 (26.9%)	16.2%	22.2%
長崎県 (26.2%)	16.0%	22.4%

(資料)平成24年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(資料)平成24年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(注)①・②とも、数値は福島県を除いたものである。

高齢化率:総務省「人口統計」(平成23年)

都道府県別年金総額:厚生労働省年金局事業企画課調査室提供(平成21年度)

県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成21年度)

2. 年金の給付と負担の長期的な 均衡を図るための仕組み ～2004年年金制度改革、2009年財政検証～

現行の年金制度における長期的な財政の枠組み

○ 現行の年金制度には、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入されている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：

・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)	厚生年金17.120%(平成25年9月～)
・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ)	国民年金15,040円(平成25年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

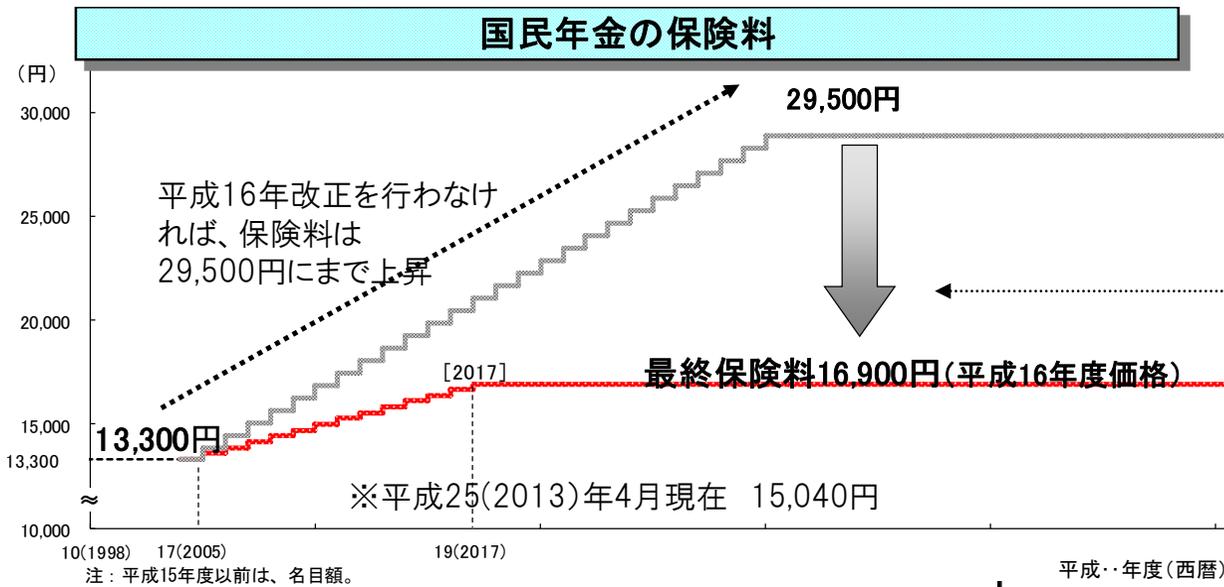
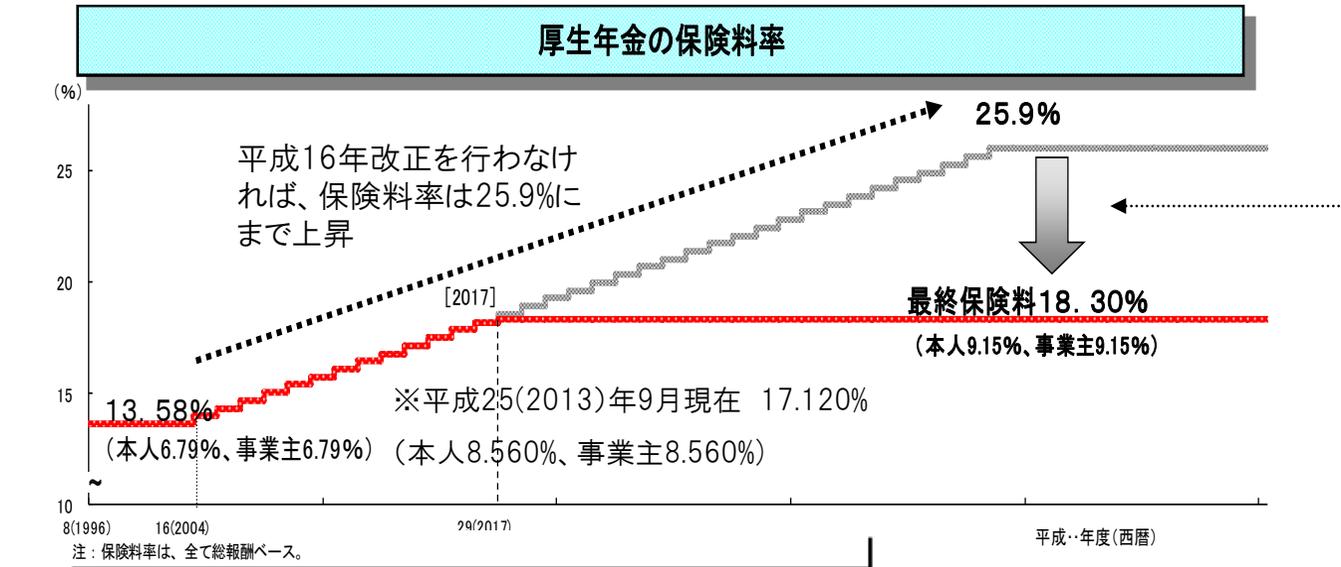
平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な年金給付水準の現役サラリーマン世帯の平均所得に対する割合(所得代替率)
62.3%(2009年度) → 50.1%(2038年度以降) ※平成21年財政検証結果

今後の年金保険料の引上げスケジュール（厚生年金・国民年金）



平成16年改正において
国庫負担割合の引上げ、
積立金の計画的活用、
給付水準の見直しなど
の改正を行い、
引上げを極力抑制

※ 平成16年価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものである。

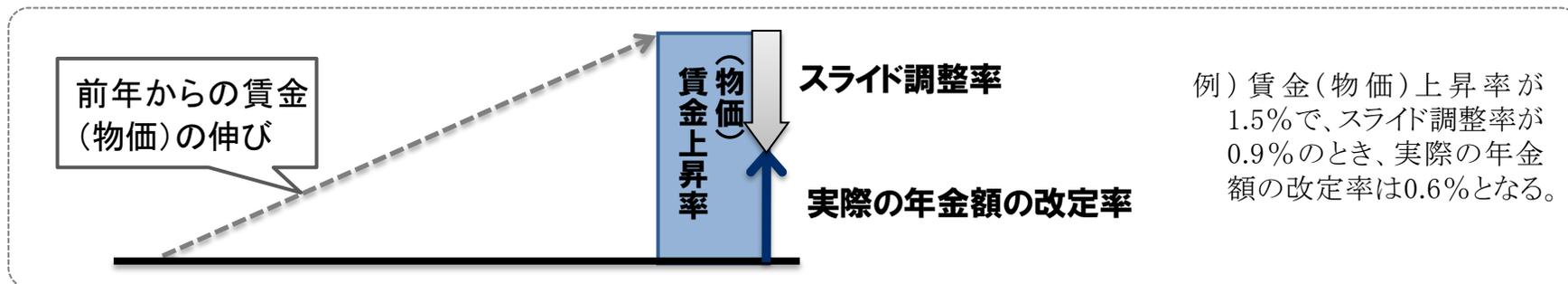
マクロ経済スライドについて 自動調整の具体的な仕組み

(1) 基本的な考え方

- 年金額は、賃金や物価の上昇に応じて伸びていくが、一定期間、年金額の伸びの調整を行う(給付水準は低下するが、下限(所得代替率50%)を設定)ことで、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにする。
- 具体的には、5年に一度の財政検証の際、概ね100年間の財政均衡期間の終了時に、年金の支給に支障のない程度の積立金(給付費1年分)を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間(調整期間)を設定する。
- 調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑えることとする。
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を図ることができると思込まれる場合には、こうした年金額の調整を終了する。

(2) 調整期間における年金額の調整の具体的な仕組み

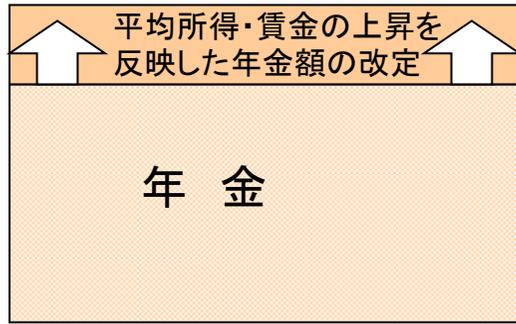
- 調整期間中は、前述の年金額の伸びから、『スライド調整率』を差し引いて、年金額を改定することとなる。



- 『スライド調整率』=『公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』※

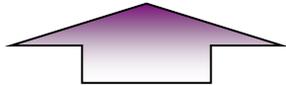
マクロ経済スライドの概念図

《現在の年金額改定(スライド)》



【新規裁定時】

1人当たりの平均賃金の上昇率と同程度年金額をスライド(賃金スライド)



【裁定後】

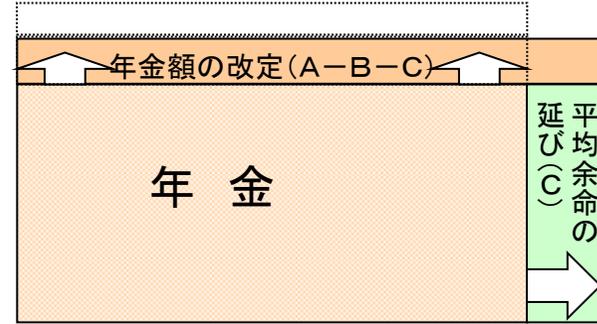
物価スライドにより年金の購買力を維持

労働力人口(人数)

↑
平均所得・賃金

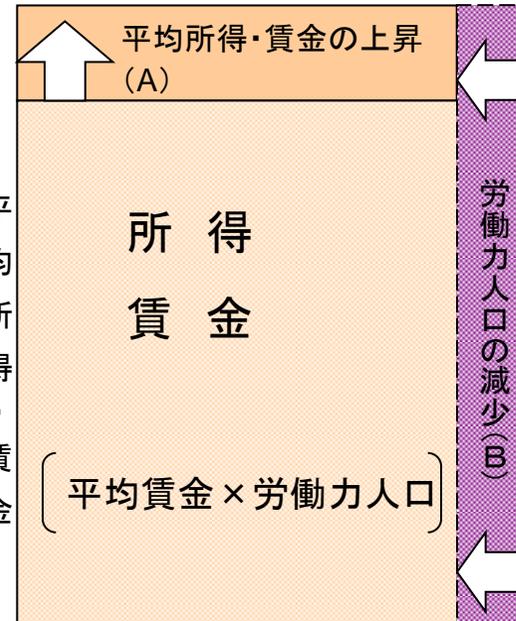
○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

《マクロ経済スライドによる自動調整》



【新規裁定時】

平均賃金の上昇率(A)から労働力人口の減少率(B)と平均余命の延び(C)を控除して年金額をスライド(マクロ経済スライド)



【裁定後】

物価スライドからも(B)分と(C)分を調整

労働力人口(人数)

↑
平均所得・賃金

○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が増加しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

平成21年財政検証における人口要素・経済要素の前提

1. 人口要素

(1) 合計特殊出生率

2005年実績1.25 → 2055年 中位1.26（高位1.55、低位1.06）

(2) 平均寿命

2005年実績男78.53年、女85.49年 → 2055年中位男83.67年、女90.34年
（低位男84.93年、女91.51年 高位男82.41年、女89.17年）

2. 経済要素

中位ケース：物価上昇率1.0%、賃金上昇率名目2.5%、運用利回り名目4.1%

高位ケース：物価上昇率1.0%、賃金上昇率名目2.9%、運用利回り名目4.2%

低位ケース：物価上昇率1.0%、賃金上昇率名目2.1%、運用利回り名目3.9%

平成21年財政検証の結果について

○ 平成21年財政検証によれば、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成50年度』、『厚生年金で平成31年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.1%』が維持されている。

〈経済前提：経済中位、出生中位〉

【経済】

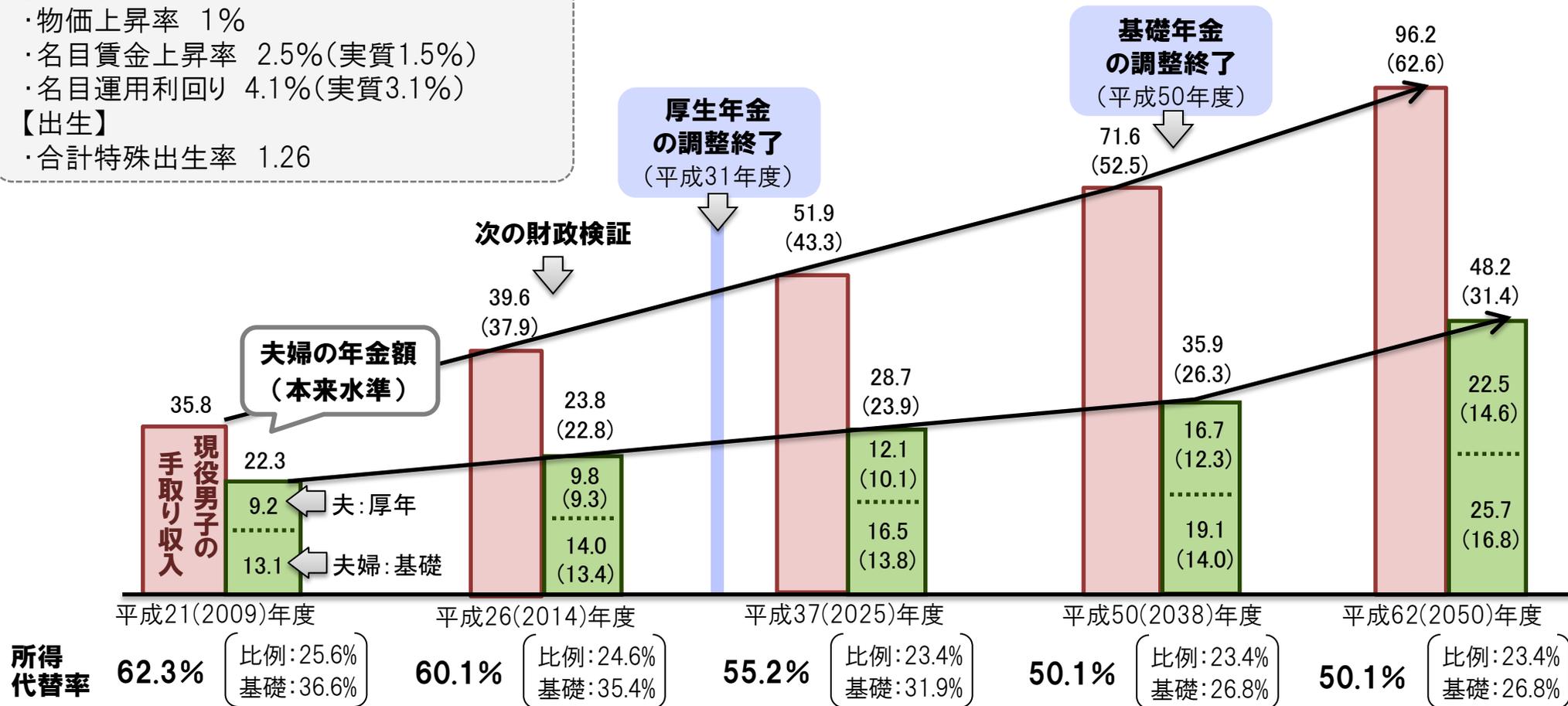
- ・物価上昇率 1%
- ・名目賃金上昇率 2.5%(実質1.5%)
- ・名目運用利回り 4.1%(実質3.1%)

【出生】

- ・合計特殊出生率 1.26

単位：万円(月額)

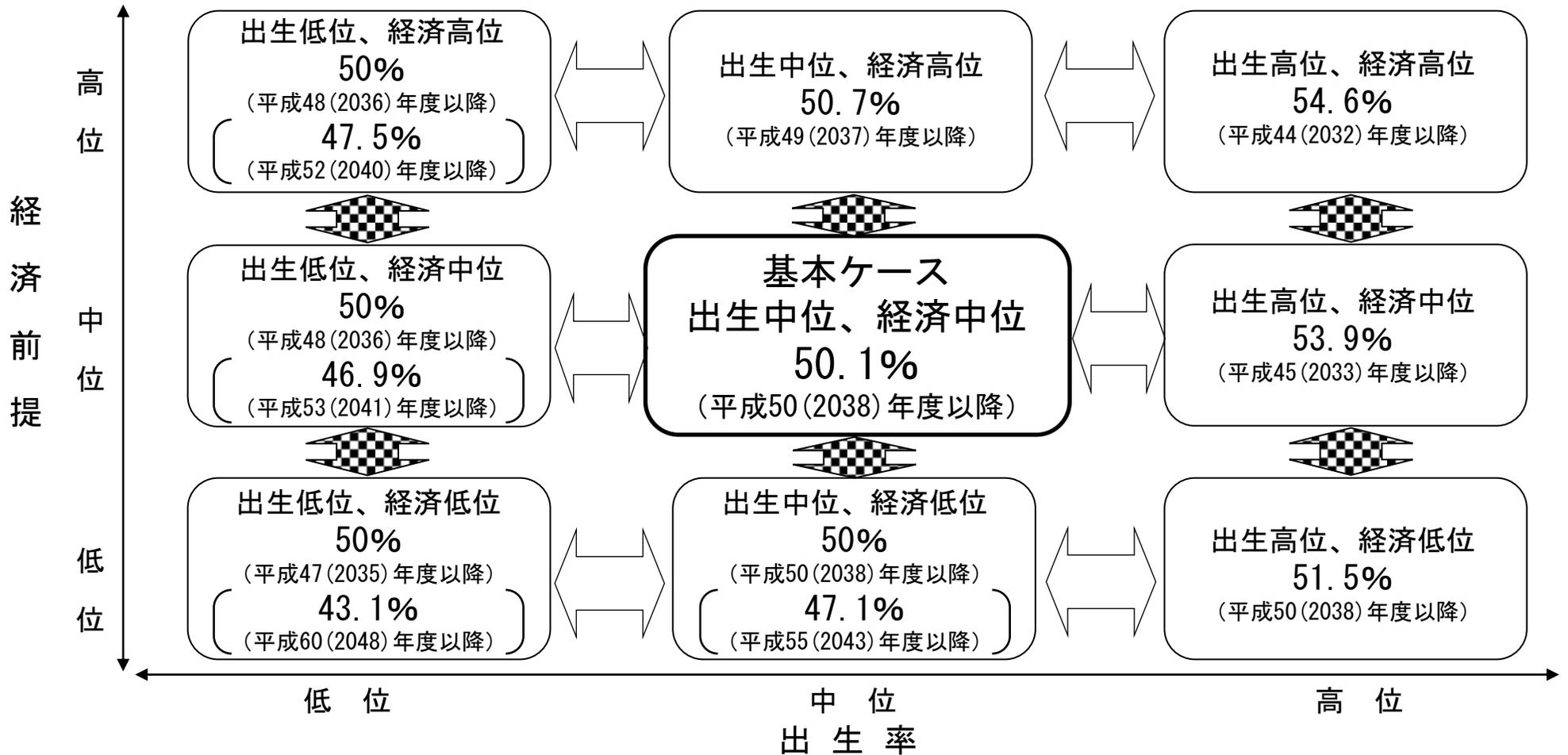
※()内は物価で平成21年度価格に割り戻した額



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

給付水準の将来見通し(平成21年財政検証結果)

厚生年金の標準的な年金の給付水準(所得代替率)の見通し



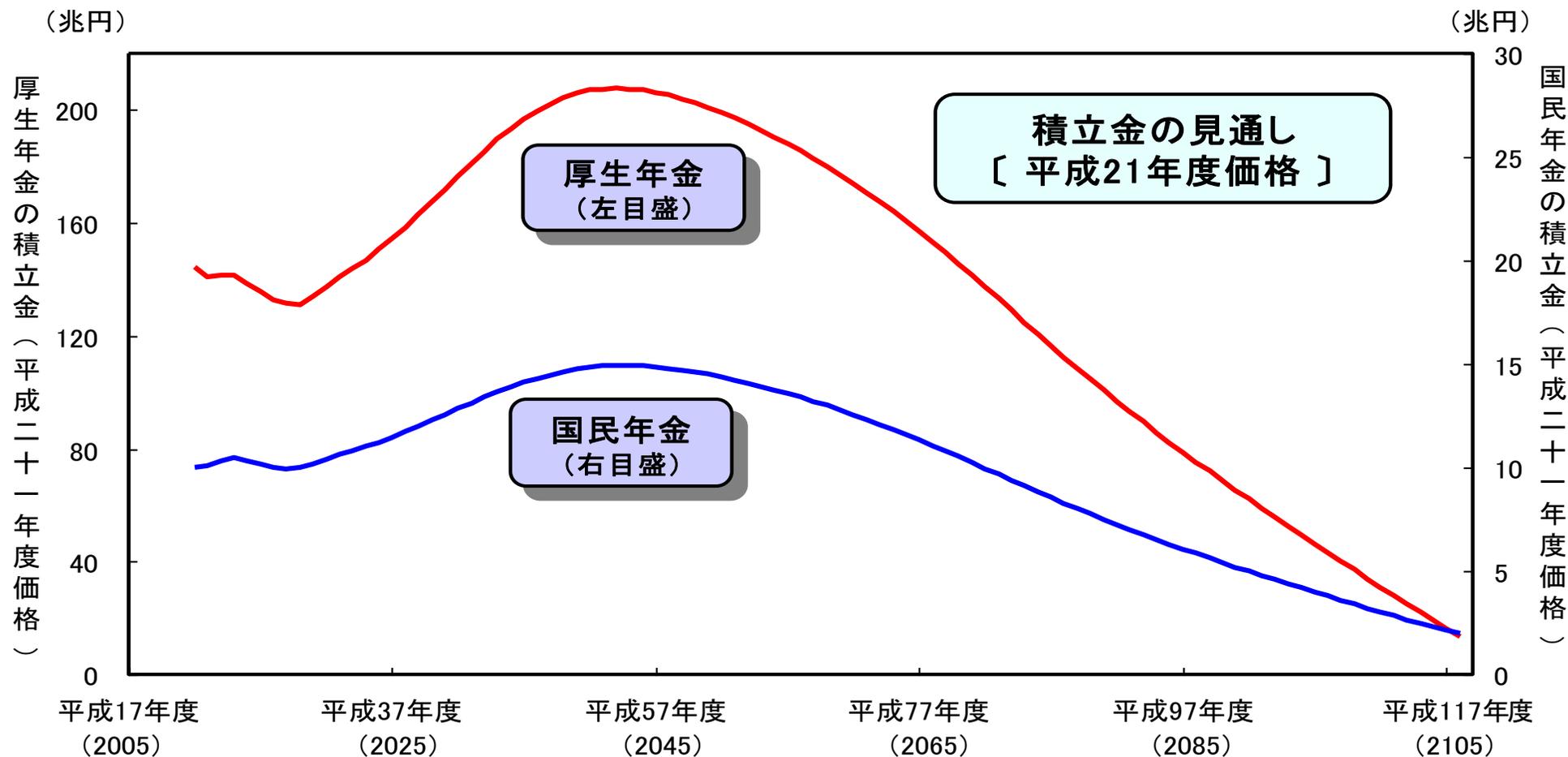
(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3% (平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9% (平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)の見通しである。

(注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

年金積立金の将来見通し —平成21年財政検証—

- 平成16年改正後は、今後、おおむね100年間にわたり財政が均衡するまで給付水準を自動調整することとしており、おおむね100年後(2105年度)に、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるように積立金水準の目標を設定することとなる。



(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)の場合。

(注2) 平成21年度価格とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

厚生年金・国民年金の財政収支の状況

※ 厚生年金基金の代行部分等を含む

- 現在、保険料の引上げや支給開始年齢の引上げの途上にあるため、平成21年財政検証の見込みにおいても、当年度の時価ベースの運用収益を加えても、毎年度、積立金が減少することは想定されている。
- 平成23年度末の積立金(時価ベース)は、財政検証では151.9兆円、実績では148.8兆円(厚生年金基金の代行部分等を含む)となっており、約3兆円ほど実績が見込みを下回っていたが、平成24年度末では、収支決算の出ている特別会計分をみると、時価ベースで見た積立金の額は大きく回復しており、この差は解消される見込み。

〔厚生年金+国民年金〕

(単位:兆円)

	平成21年財政検証(基本ケース)							実績推計(収支決算)							年度末積立金の見込みと実績との差
	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	
		うち 保険料	うち 運用収入			運用収入 を除く			うち 保険料	うち 運用収入			運用収入 を除く		
21年度	39.7	26.0	2.2	40.5	△0.8	△3.0	154.4	44.5 (45.2)	24.7 (23.9)	8.0 (9.2)	42.1 (40.8)	2.4 (4.4)	△5.6 (△4.7)	158.4 (128.3)	+ 4.0
22年度	39.9	27.0	2.7	41.4	△1.6	△4.3	152.8	34.7 (35.0)	25.2 (24.4)	△1.2 (△0.3)	42.5 (41.4)	△7.8 (△6.4)	△6.7 (△6.0)	150.6 (121.9)	△ 2.2
23年度	41.6	28.4	2.9	42.5	△0.9	△3.8	151.9	40.5 (38.8)	25.8 (25.1)	3.8 (2.6)	42.4 (41.3)	△1.9 (△2.5)	△5.7 (△5.1)	148.8 (119.4)	△ 3.1
24年度	43.4	29.8	3.0	44.0	△0.6	△3.6	151.3	- (47.9)	- (25.8)	- (11.2)	- (41.3)	- (6.6)	- (△4.6)	- (126.0)	
25年度	45.5	31.2	3.3	45.5	0.0	△3.3	151.3								

注1. 「実績推計(収支決算)」欄の上段は、将来見通しと比較するために厚生年金基金の代行部分等のベースをそろえた実績値(実績推計)を記載、下段(括弧内)は、代行部分等を含まない特別会計分のみの時価ベースの収支決算を掲載している。なお、年度末積立金の上段と下段の違いは、厚生年金基金の最低責任準備金等と国庫負担繰延額によるものである。

注2. 収支状況は、基礎年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注3. 「年度末積立金の見込みと実績との差」欄は、実績推計から見込み値を控除した数値を記載している。

3. 社会保障・税一体改革における 年金制度改革の内容

社会保障・税一体改革(年金分野)の経緯

社会保障・税一体改革大綱 (2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引上げの検討

提出

国年法等改正法案(2月10日提出)

- ・交付国債の発行による24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

成立した法律

国年法等改正法成立(11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

提出

年金機能強化法案(3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

代替措置

削除

提出

被用者年金一元化法案(4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

一部修正

年金生活者給付金法成立(11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法成立(8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

被用者年金一元化法成立(8月10日)

○年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引上げの検討

社会保障・税一体改革の目指すものと年金関連4法での対応

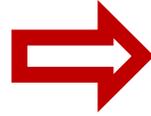
一体改革の方向性

I 未来への投資の強化



○産休期間中の社会保険料免除

II 社会保障のセーフティ
ネットの拡充

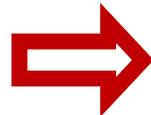


○短時間労働者への社会保険適用拡大
○受給資格期間の短縮(25年→10年)
○遺族基礎年金の父子家庭への拡大

III 貧困・格差対策の強化

○低所得高齢者・障害者等への福祉的
給付の創設

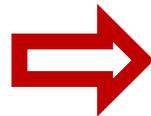
IV 多様な働き方を支える社会
保障制度へ



○短時間労働者への社会保険適用拡大
(再掲)
○厚生年金と共済年金の一元化

V 全員参加型社会の実現

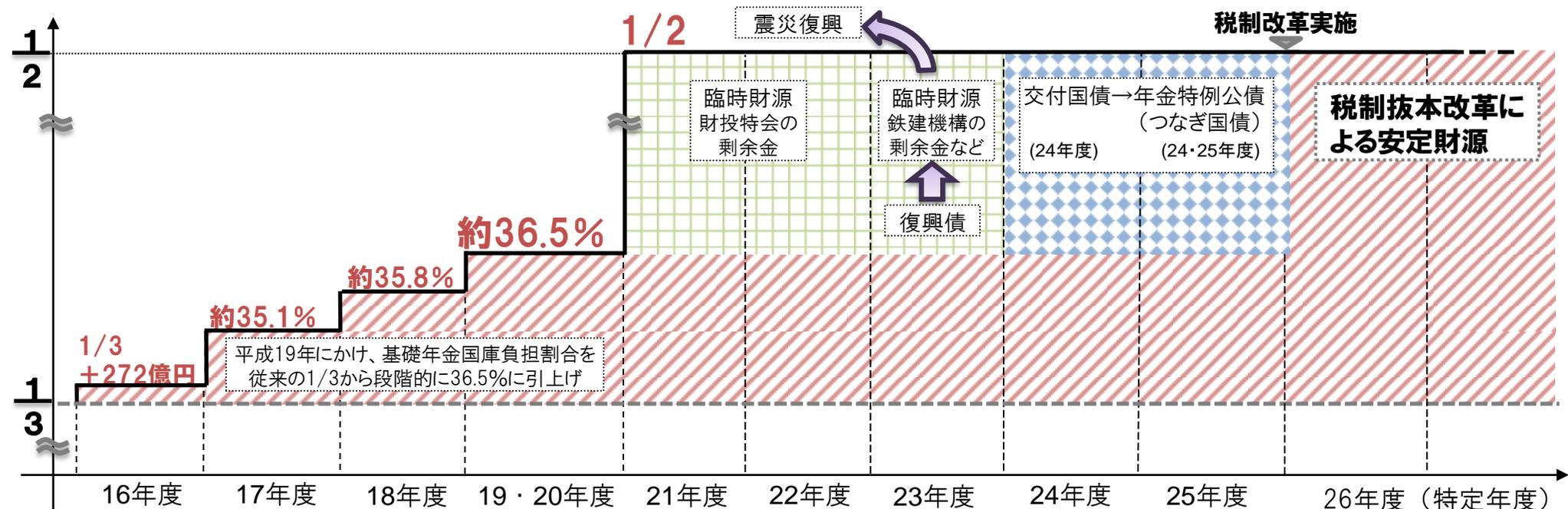
VI 社会保障制度の安定財源
確保



○基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
○年金額の特例水準の解消

基礎年金国庫負担2分の1の恒久化

- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- 今般、国年法等改正法について、24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正して成立。
- 26年度以降は、年金機能強化法案で、消費税増税（8%）により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現しており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度（＝特定年度）」を「平成26年度」と定めている。



短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大 ～非正規労働者に対する社会保障の充実～

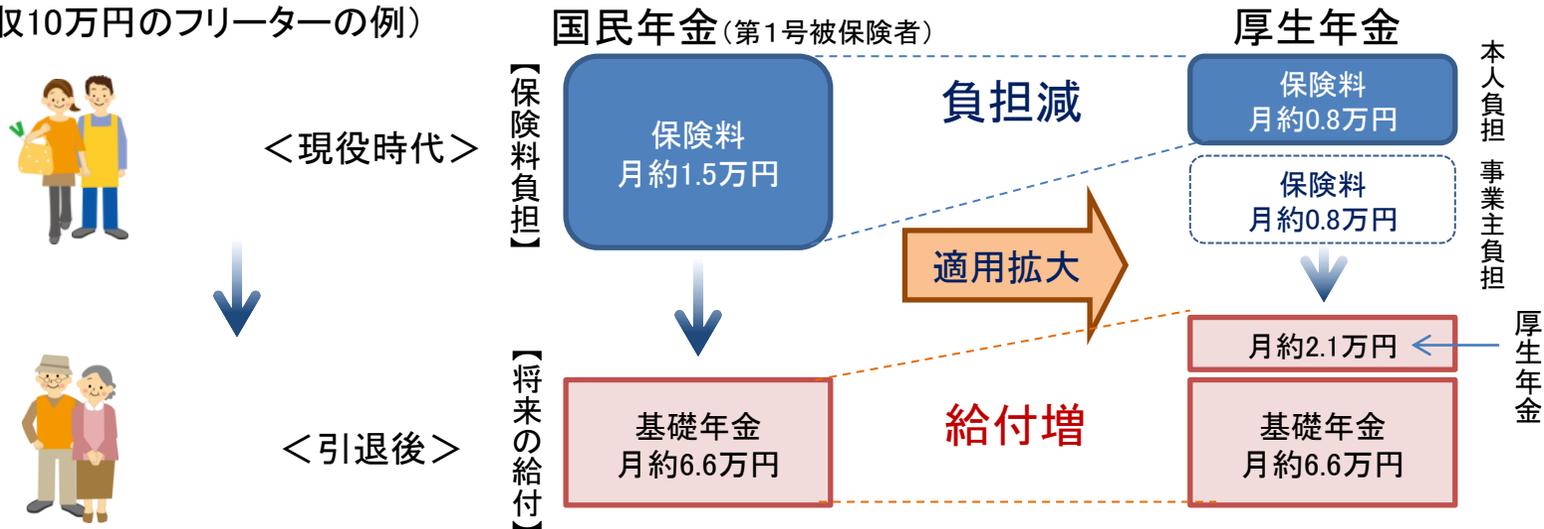
- 所定労働時間が正社員の4分の3未満(週30時間未満)の者は、被用者であっても厚生年金・健康保険の適用を受けていない。また、非正規労働者の増加等に伴い、国民年金制度は自営業者のための制度から、不安定な被用者が多く加入する年金制度へと変化している。
- 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規労働者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。
- これと併せ、短時間労働者に対する健康保険の適用拡大を行う。健康保険に加入することにより、傷病手当金、出産手当金を受けられるようになる。

《適用拡大される短時間労働者の要件(対象者数:約25万人)(平成28年10月施行)》

- ①週20時間以上、②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業

適用拡大のメリット＝社会保険のセーフティネット機能をより強固にする

(月収10万円のフリーターの例)



(注1) 医療保険の場合も、健康保険への加入によって保険料が軽減されるメリットがある。

(注2) 第3号被保険者(被扶養配偶者)である専業主婦は、現在も保険料を負担していないので、負担軽減にはならない。

被用者年金の一元化

～年金の官民格差の是正～

従前

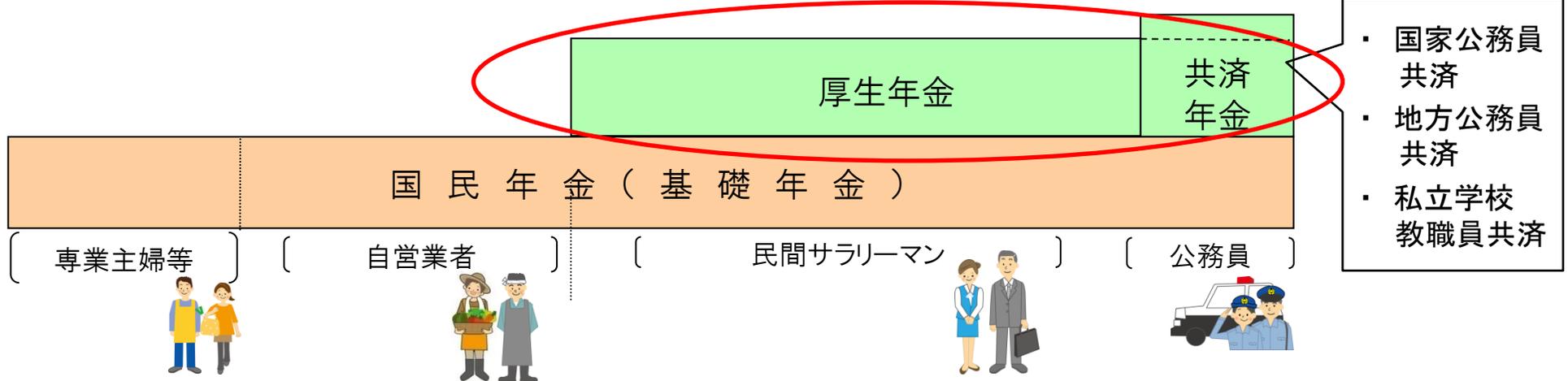
○ 同じ被用者であるにも関わらず、制度が職域ごとに分立している。共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なる。

改正後

○ 共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一にする（平成27年10月施行）。

【被用者年金一元化のイメージ】

被用者年金一元化



受給資格期間の短縮(25年→10年)

- 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。
- 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

《無年金者の現状》

- 無年金見込み者+無年金者:最大118万人。
- 無年金者(65歳以上のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者):最大42万人。
- そのうち保険料納付済期間が10年以上の人は約17万人。

<65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布>

納付済期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

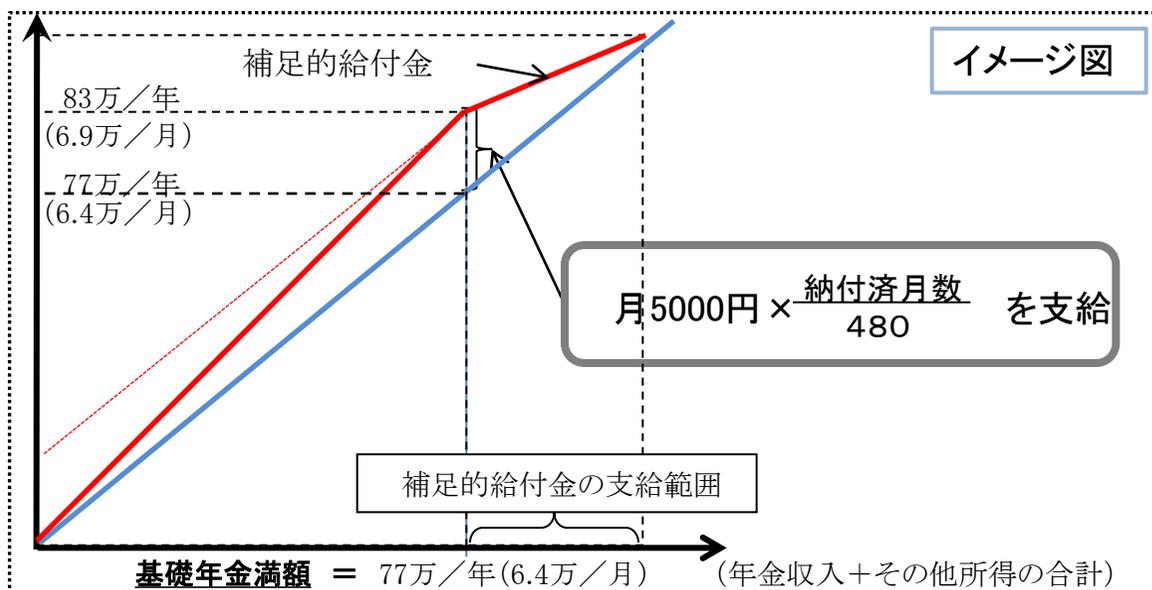
※ 端数処理のため合計が一致しない。

40%

低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付

～年金生活者支援給付金の支給に関する法律～

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給。→ 対象者:約500万人
(※)住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること(政令事項)
 - ① 基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
 - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給。→ 対象者:約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は月額6.25千円))→対象者:約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給。



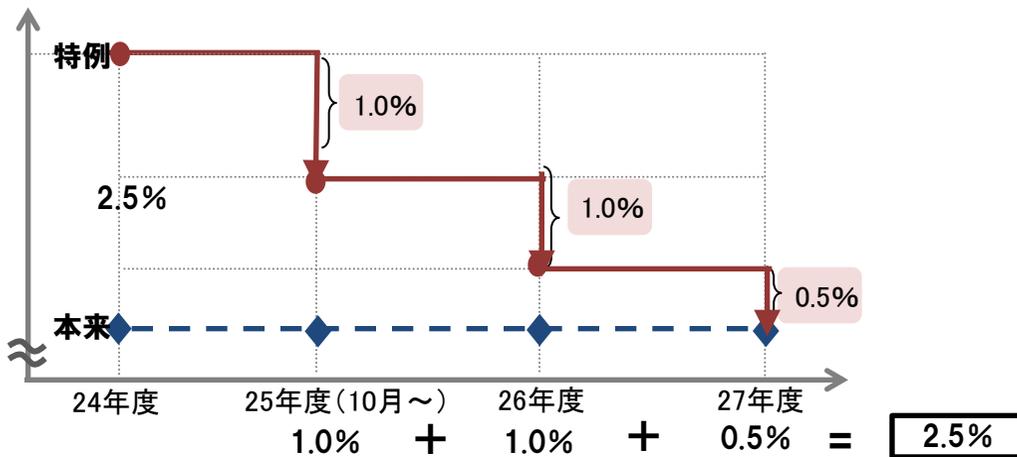
施行期日 :
平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

年金額の特例水準の解消

- 過去(平成11～13年)、特例法でマイナスの物価スライドを行わず、年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことなどにより、現在2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額が支給されている。
- 特例水準の存在により、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約8兆円(基礎年金・厚生年金給付費の合計)、年金の過剰な給付があったと指摘されている。
- この特例水準について、早期に計画的な解消を図る観点から、平成25年度から平成27年度の3年間で解消することとする。なお、平成25年度は10月から実施する。

<概念図> (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



※ 物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

<年金額の推移>

年月	基礎年金	厚生年金 (標準世帯)
平成24年4月～	65,541円	230,940円
平成25年10月～ (▲1.0)	64,875円 (▲666円)	228,591円 (▲2,349円)
平成26年4月～ (▲1.0)	64,200円 (▲675円)	226,216円 (▲2,375円)
平成27年4月～ (▲0.5)	63,866円 (▲334円)	225,040円 (▲1,176円)

※ 仮に物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもの

特例水準解消の意義

- 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図る。
 - ➡ 現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげる。
 - ・世代間の公平を図る。

年金関連4法成立後の年金制度改革議論の前提①

(社会保障制度改革推進法)

○ 社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）

(基本的な考え方)

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

(改革の実施及び目標時期)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

(公的年金制度)

第五条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

年金関連4法成立後の年金制度改革議論の前提②

(三党実務者協議の開催)

○ 民主・自民・公明三党「確認書」(平成24年6月15日)(抄)

今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。

○ 三党実務者協議の開催状況

平成24年11月15日～11月29日

・国民会議の進め方について

平成25年1月18日

・今後の3党実務者協議と国民会議の進め方について

1月31日 ・今後の進め方について

2月8日、2月15日、2月22日、3月1日

・現行の公的年金制度、高齢者医療制度について共有できる課題の洗い出し

3月7日 ・現行の高齢者医療制度の課題について

3月13日、3月22日

・現行の公的年金制度の課題について

3月28日 ・歳入庁について

4月4日 ・国民年金保険料納付率向上のための施策について

5月16日

・国民会議の医療・介護の議論の整理の報告について

5月24日 ・公的年金制度等について

5月31日 ・非正規雇用者の年金等について

6月7日 ・年金未納・未加入問題等について

6月13日 ・非正規雇用者の年金等について

6月20日 ・非正規雇用者の年金等について